

◆ 進学編

【1】学校推薦型選抜（大学・短大）及び推薦入試（専門）校内規約について

（1）学校推薦に対する基本的な考え方

学校の成績、出席状況、部活動や学校行事への取り組み状況、生活態度等を総合的に判断し、学校として推薦できる優秀な人物であると判断された場合に、学校長の推薦をもらって受験する制度です。

（2）推薦基準

- ア 受験希望校であり、志望理由が明確である。
- イ 推薦に相応しい人物（学力優秀である、風紀面・生活面・学習態度等が良好である、部活動・特別活動などに積極的に参加している、英語検定等の資格取得に挑戦している等）である。（※下線部は、37期生以降の入学生を対象に変更）
- ウ 評定平均値、欠席日数などの推薦条件については、大学等が指定する条件に準ずることとする。
- エ 仮評定を含めて評定Ⅰが無い。
- オ 3年次での問題行動がない。

（3）学校推薦受験者の誓約

- ア 合格後は、必ず入学手続きを行い、進学する。
- イ 学校長より推薦された者として、他の生徒の模範となる生活をする（校則を守れない場合や生活が乱れた場合、推薦または入学を辞退してもらうこともある）。
- ウ 進学先から課された課題を必ず行い提出する。ただし、課題により高校での学業が疎かになってはならない。

（4）学校推薦の流れ

- ア 4月、6月に進路希望調査を実施する。6月は、推薦受験志望の有無についても調査する。
- イ 7月上旬に、37期生対象指定校推薦一覧を開示する。（各クラス掲示）
（以降の追加分は進路指導室前に掲示）
- ウ 夏の三者面談で『学校推薦型選抜入試（指定校・公募）希望用紙』を配布する。
（締切：2学期始業式）
- エ 9月上旬の「推薦会議」を経て、正式に学校推薦受験者を決定する。
- オ 志願書を大学等に提出し、受験する。
（指定校推薦については、志願書の準備、送付は進路支援部が行う）